

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月24日
 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
 裁判所書記官 片 町 裕 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 4月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 4月15日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午前 9時50分 場 所 名古屋地方裁判所一宮支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8年 4月30日 午前 9時00分から 令和 8年 4月30日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月24日から当庁物件明細閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番1
地 目 宅地
地 積 223.69平方メートル

2 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番7
地 目 宅地
地 積 0.50平方メートル

持分2分の1

3 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番8
地 目 宅地
地 積 0.12平方メートル

持分2分の1

4 所 在 一宮市時之島字古野 103番地1
家屋 番号 103番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.43平方メートル
2階 74.52平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 2月13日

名古屋地方裁判所一宮支部執行係

裁判所書記官 片 町 裕 子

1 不動産の表示

【物件番号1～4】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～4】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2, 3】

本件共有者及び売却対象外の共有持分を有する共有者兩名が占有している。

【物件番号4】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2, 3】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記



載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番1
地 目 宅地
地 積 223.69平方メートル

2 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番7
地 目 宅地
地 積 0.50平方メートル

持分2分の1

3 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番8
地 目 宅地
地 積 0.12平方メートル

持分2分の1

4 所 在 一宮市時之島字古野 103番地1
家屋 番号 103番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.43平方メートル
2階 74.52平方メートル



令和 7 年(ケ)第 51 号

令和 7 年 10 月 14 日受理

令和 7 年 11 月 6 日提出

現 況 調 査 報 告 書

名古屋地方裁判所 一宮支部

執行官 富 田 勝 則

物 件 目 録

1 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番1
地 目 宅地
地 積 223.69平方メートル

所有者

2 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番7
地 目 宅地
地 積 0.50平方メートル

共有者 持分2分の1

3 所 在 一宮市時之島字古野
地 番 103番8
地 目 宅地
地 積 0.12平方メートル

共有者 持分2分の1

4 所 在 一宮市時之島字古野 103番地1
家屋 番号 103番1
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 89.43平方メートル
2階 74.52平方メートル

所有者

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	<ol style="list-style-type: none">1 物件4建物には、誰も居住しておらず、空き家の状態です。2 物件4建物について、増改築やリフォームはしていませんし、雨漏り等の不具合もありません。3 物件4建物内では、10年以上前まで猫3匹を飼っていました。4 物件1土地に関し、隣地所有者との間で境界について争い等はありません。5 物件2、3土地は、物件1土地や両隣の土地への出入りのために使用されており、各隣地所有者との共有になっています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執行官の意見

- 1 物件1～3土地及び物件4建物の占有関係について
関係人の陳述及び現況等から、2、3枚目のおり認められる。
- 2 物件1～3土地の現況等について
 - (1) 物件1土地は、物件4建物の敷地や駐車場等となっている。
 - (2) 物件2、3土地は、物件1土地並びに地番103番5及び同番6の各土地から前面道路への出入りのために利用されている。
 - (3) 境界標については、土地建物位置関係図(概略)のイ、エの各点にコンクリート杭が、ウ、コの各点に境界標が埋設されていると思われるパイプが、オ、ク、サの各点に刻印が、カ、キの各点に金属プレートが、ケ点に金属鋸が確認できたが、ア、シの各点は一見して確認できなかった。
 - (4) エカ間及びキケ間の各一部並びにオサ間及びクシ間を除く各境界には、コンクリートブロックやフェンス、アスファルト敷が存在している。
 - (5) キシ間及びクシ間を除く各境界についての簡易計測の結果は、ほぼ地積測量図のおりであった。
 - (6) 物件1土地は、地番92番土地よりも約1.5メートル、地番104番1土地よりも約0.6メートル、西側水路よりも約1メートルそれぞれ高くなっている。
- 3 物件4建物の現況等について
建物内の壁面や扉の各所に損傷や落書きが認められたほか、全体的に経年相当の傷みや汚れなどが見受けられた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のおり

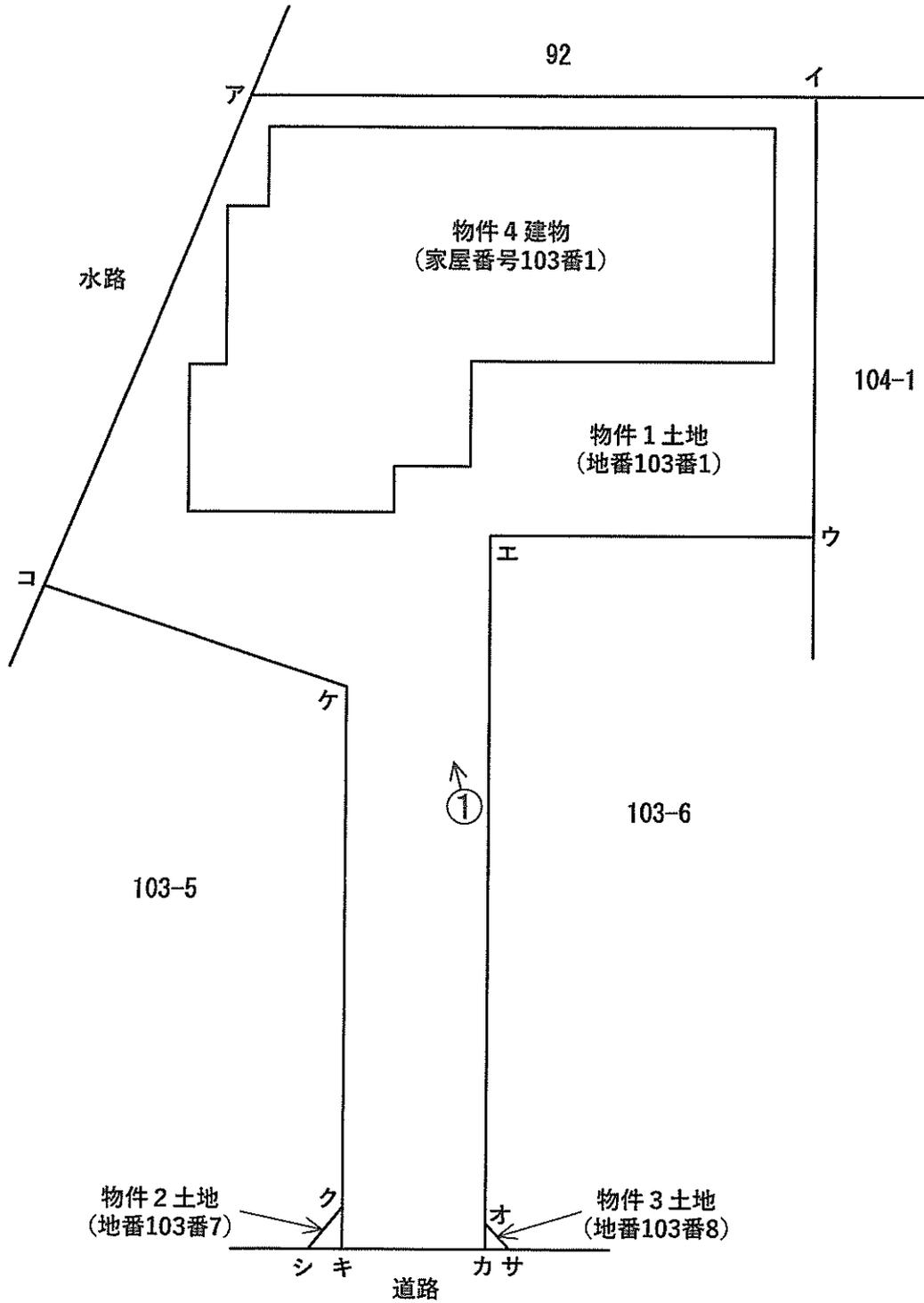
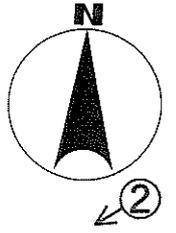
(5枚目)

調 査 の 経 過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
R7年10月14日(火) 9:00 - 9:10	名古屋法務局一宮支局	登記記録全部事項証明書及び公図等交付申請
R7年10月15日(水) 11:40 - 11:50	目的物件所在地	物件確認、写真撮影(外観)、占有状況調査
R7年10月29日(水) 11:20 - 12:35	目的物件所在地	立入調査、写真撮影(屋内外)、評価人同行、債務者兼所有者立会・聴取
R 年 月 日() : - :		
R 年 月 日() : - :		
R 年 月 日() : - :		
R 年 月 日() : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は全戸不在で、施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は無施錠であったが、全戸不在であったため立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）

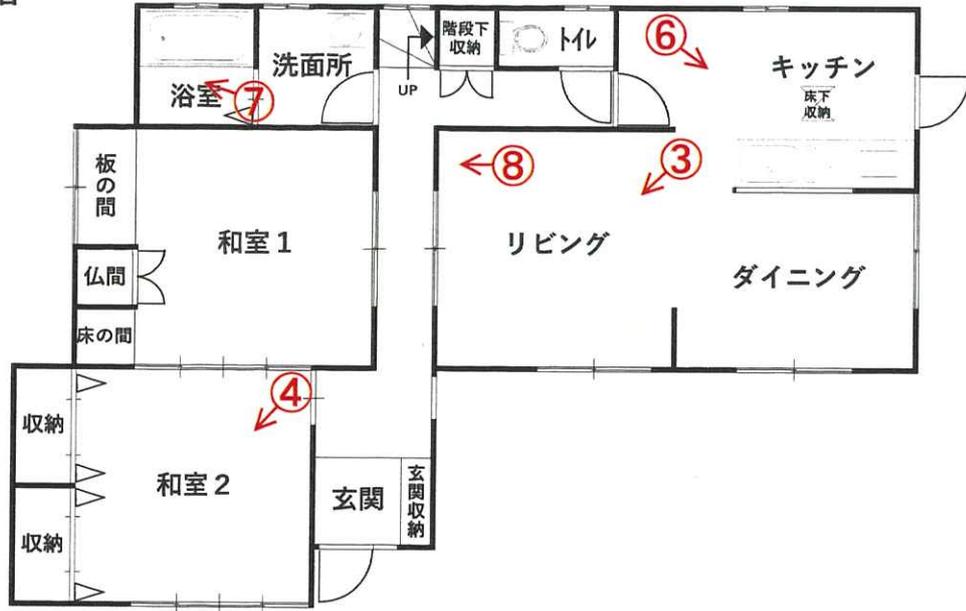


写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

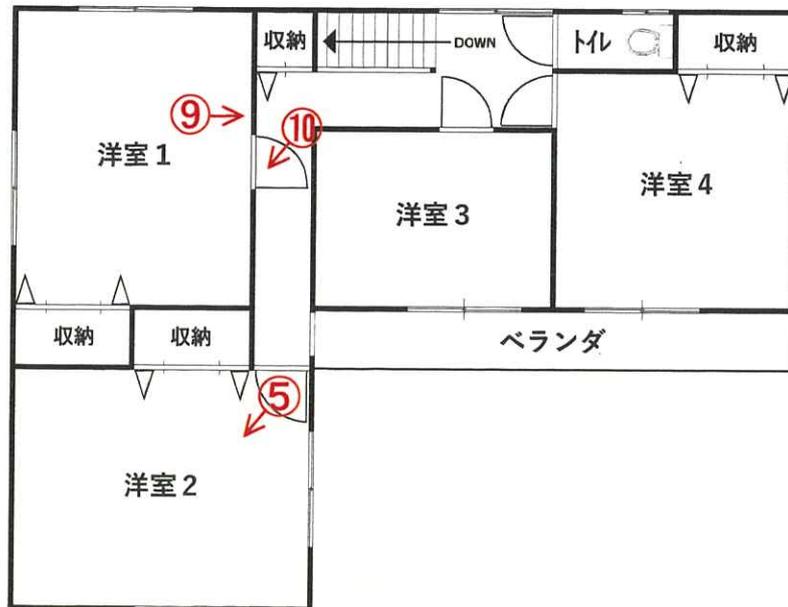
間取図 (概略)



1階



2階



写真撮影方向を矢印で示す
○内写真番号

物件 4 建物



① 物件 4 建物の外観

物件 4 建物



物件 1 土地

② 物件 1 土地、物件 4 建物の外観

(9 枚目)



③ リビング



④ 和室2
(10 枚目)



⑤ 洋室 2



⑥ キッチン
(11 枚目)



⑦ 浴室

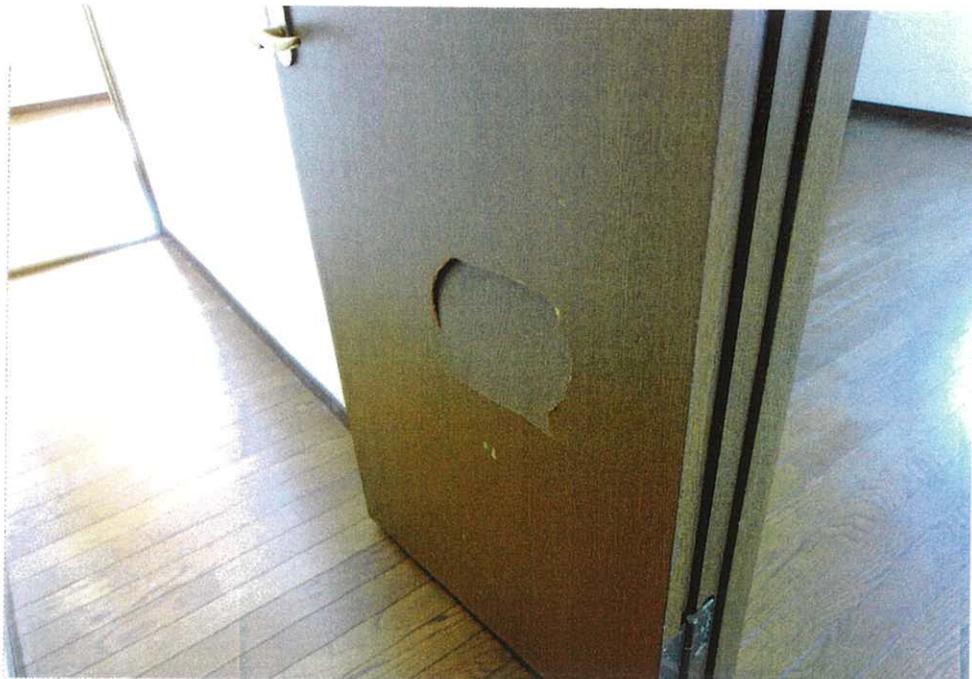


⑧ 壁面の損傷状況 (リビング)

(12 枚目)



⑨ 壁面の損傷状況（洋室1）



⑩ 扉の損傷状況（洋室1）

令和 7 年 (ケ) 第 5 1 号
令和 7 年 10 月 16 日 受 理
令和 7 年 10 月 29 日 現 地 調 査
令和 7 年 1 1 月 2 7 日 評 価

名古屋地方裁判所一宮支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

大 脇 淳 史

第1 評価額

一括価格	
金 5 , 2 7 0 , 0 0 0 円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金 1,760,000 円
物件2 (土地)	金 10,000 円
物件3 (土地)	金 0 円
物件4 (建物)	金 3,500,000 円

- ① 一括価格は、物件1乃至4の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1乃至3の内訳価格は物件4のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件4の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	一宮市時之島字古野 103番1 宅地 223.69m ²	同左
2	所 在 地 番 地 目 地 積 共有持分	一宮市時之島字古野 103番7 宅地 0.50m ² 2分の1	同左
3	所 在 地 番 地 目 地 積 共有持分	一宮市時之島字古野 103番8 宅地 0.12m ² 2分の1	同左
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	一宮市時之島字古野103番地1 103番1 居宅 木造瓦葺2階建 1階 89.43m ² 2階 74.52m ² <u>163.95m²</u>	同左
番号	特 記 事 項		
	特になし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1乃至3）

位置・交通	名鉄犬山線「布袋」駅の西方・道路距離約4.4km 名鉄バス「時之島」停の南方・道路距離約640m (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅、農地等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他規制	市街化調整区域 用途指定なし 60% 200% — 居住誘導区域外、都市機能誘導区域外 特定都市河川流域(新川)、宅地造成等工事規制区域
画地条件	地積 形状 間口 奥行 その他	224.31㎡ 不整形(旗竿地) 約4.6m 約26.8m —
接面道路の状況	南側幅員約3.6mの舗装市道にほぼ等高に接面する(建築基準法第42条2項の道路、セットバック要)。	
土地の利用状況等	物件4の敷地等として利用されている。 隣接地は居宅等である。	
供給処理施設(敷地内引込の有無を基準としている)	上水道 ガス配管 下水道	特記事項 特記事項 特記事項
土壌汚染の可能性の調査	過去の住宅地図を調査した結果、昭和38年時及び昭和59年時は未利用地、平成9年時は農地と推定される。土壌汚染については調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はないとのことである。詳細は一宮市博物館にて確認を要する。 2. 全部事項証明書によると線引後宅地と思われ、一宮市建築指導課によると、建築確認の資料は確認できず、開発許可は申請の記録はあるが分筆前の元地番による上、完了公告の記録もなく、さらに建物全部事項証明書によると売買の記録があるが、申請内容からは売買は認められず、これらの事項から違反性が高いとのことである。このため利用や建築等のための許可の取得は可否も含めて厳しくなる可能性があるため、買受前に必ず協議してほしいとの回答を得た。市街化調整区域である上、許可の取得等を含めて利用や建築等の可否に関わるため、これらの詳細は必ず買受前に同課にて確認、協議等を要する。 	

<p>特記事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 3. 立地適正化計画による居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外である。区域外の場合、一定の施設の開発行為や建築行為等について届出を要するとのことである。新川流域にかかる特定都市河川流域の区域内であり、土地の状況や規模等で該当する場合は許可等を要するとのことである。形状が旗竿地であり、路地の長さや幅により建物用途等に建築制限がかかる場合があるほか、北西側の水路の深さが一定以上ある場合も建築制限の可能性があるので留意する。これらの詳細は一宮市都市計画課、建築指導課、治水課等にて必ず買受前に確認を要する。 4. 上水道は本管はあるが休止中、下水道はなく浄化槽とのことである。都市ガスは本管はあるが使用しておらず、プロパンを使用しているとのことである。これらの詳細及び供給処理施設については一宮市給排水設備課及び東邦ガスにて必ず買受前に確認を要する。 5. 草等が繁茂していた。このため、一部で画地の計測や確認が困難であった。 6. 一宮市道水路管理課によると、調査時点で占用許可の記録はないとのことである。また、南側の道路は側溝が対面側にあるため排水等は北西側の市管理の水路を利用することが原則であるが、水路までの距離が一定以上ある場合は占用許可を要する上、浄化槽等、一定の目的に係る排水は農事組合に水路を使用したい旨の声掛けを要し、費用負担や利用方法等の詳細も農事組合に確認を要するとの回答を得た。これらの詳細は一宮市道水路管理課にて必ず買受前に確認を要する。 7. 物件2及び3は出入り目的で共有となっているとのことである。 8. 供給処理施設を含む各種の配管等の地中の状況は目視できず、位置や配置等を明確に特定できないため、利用状況や承継の手続き等を含め担当課にて必ず買受前に協議等を要する。 9. 国土交通省ハザードマップポータルサイトで洪水リスク等の確認を要する(物件土地周辺は0.5～3m未満と推定されるが、詳細は当該資料にて確認のこと)。
-------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成15年5月20日 新築 約23年 約2年
仕 様 （特記事項参照）	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 瓦葺 サイディング等 クロス等 クロス、合板等 フローリング、畳等 電気、給排水設備等 特になし
床面積（現況）	第3「目的物件」記載の通り	
現況用途等	現況用途 間 取 り	居宅 6LDK等（附属資料「建物間取図」の通り）
品 等	普通	
保 守 管 理 の 状 態	普通	
建 物 の 利 用 状 況	「現況調査報告書」記載の通り	
特 記 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 過去に猫を3匹飼っていたとのことである。 2. 玄関及びキッチン、ダイニング、リビング付近の壁でクロスの破れ及び修理跡が見られた。猫が原因と思われるとのことである。 3. 玄関付近の壁で破損による修理跡が見られた。 4. リビングで壁の破損及び網戸の破れが見られた。 5. 和室1で襖の破れが見られた。 6. キッチンのドアでガラスの割れが見られた。 7. 1階のトイレのドアで破損が見られた。 8. 仏間の扉が外されていた。 9. 洋室1のドア及び壁で破損が見られた。 10. 2階の廊下の壁でクロス破れが見られた。猫が原因と思われるとのことである。 11. その他、破損、修理跡、落書き、クロス黄ばみ及び汚れ、キズ、壁へのシール貼り等が見られた。 12. 建築年から推測すると、アスベスト含有建材等の使用に留意する必要がある。 	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1乃至3)

目的土地の建付地価格を次の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	共有 持分 エ	建付 減価 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	43,300	0.68	223.69	—	0.90	5,930,000
2	43,300	0.68	0.50	1 / 2	—	10,000
3	43,300	0.68	0.12	1 / 2	—	0
合計						5,940,000

計算結果の数値は万円未満を四捨五入する端数処理を行った。(以下同じ)

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 一宮-34

地価公示価格 43,700 円/㎡ × 時点修正 101.0 / 100 × 標準化補正 100 / 100 × 地域格差 100 / 102 ≒ 標準画地価格 43,300 円/㎡
(上三桁未満四捨五入)

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：特になし

◇地域格差：街路、交通、環境、行政条件格差等を考慮。

イ 個別格差：形状0.85×線引リスク0.80×セットバックリスク1.00≒相乗積0.68

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件4)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
4	198,000	163.95	0.09	2,920,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を査定した。

・経済的全耐用年数 25 年、経過年数 23 年、経済的残存耐用年数 2 年、
観察減価及び中古住宅の市場性 20 %、残価率 3 %

・現価率 = { 残価率 3 % + (1 - 3 %) × (経済的残存耐用年数 2 年 / 経済的全耐用年数 25 年) } × (1 - 観察減価等 20 %) ≒ 0.09

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記の通り評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合		土地利用権等価格 (円) ア×イ
		イ		
1	5,930,000	0.50	法定地上権	2,970,000
2	10,000	—	—	—
3	0	—	—	—

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる 価格 (円) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評 価 額 (円)
						(ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	5,930,000	— 2,970,000		0.85	0.70	1,760,000
2	10,000	± 0		0.85	0.70	10,000
3	0	± 0		0.85	0.70	0
4	2,920,000	+ 2,970,000	1.00	0.85	0.70	3,500,000
一括価格 (合計)						5,270,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：建築等のリスク、違反建築リスク、維持管理の状態、一部共有及び第4.1.2の特記事項を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

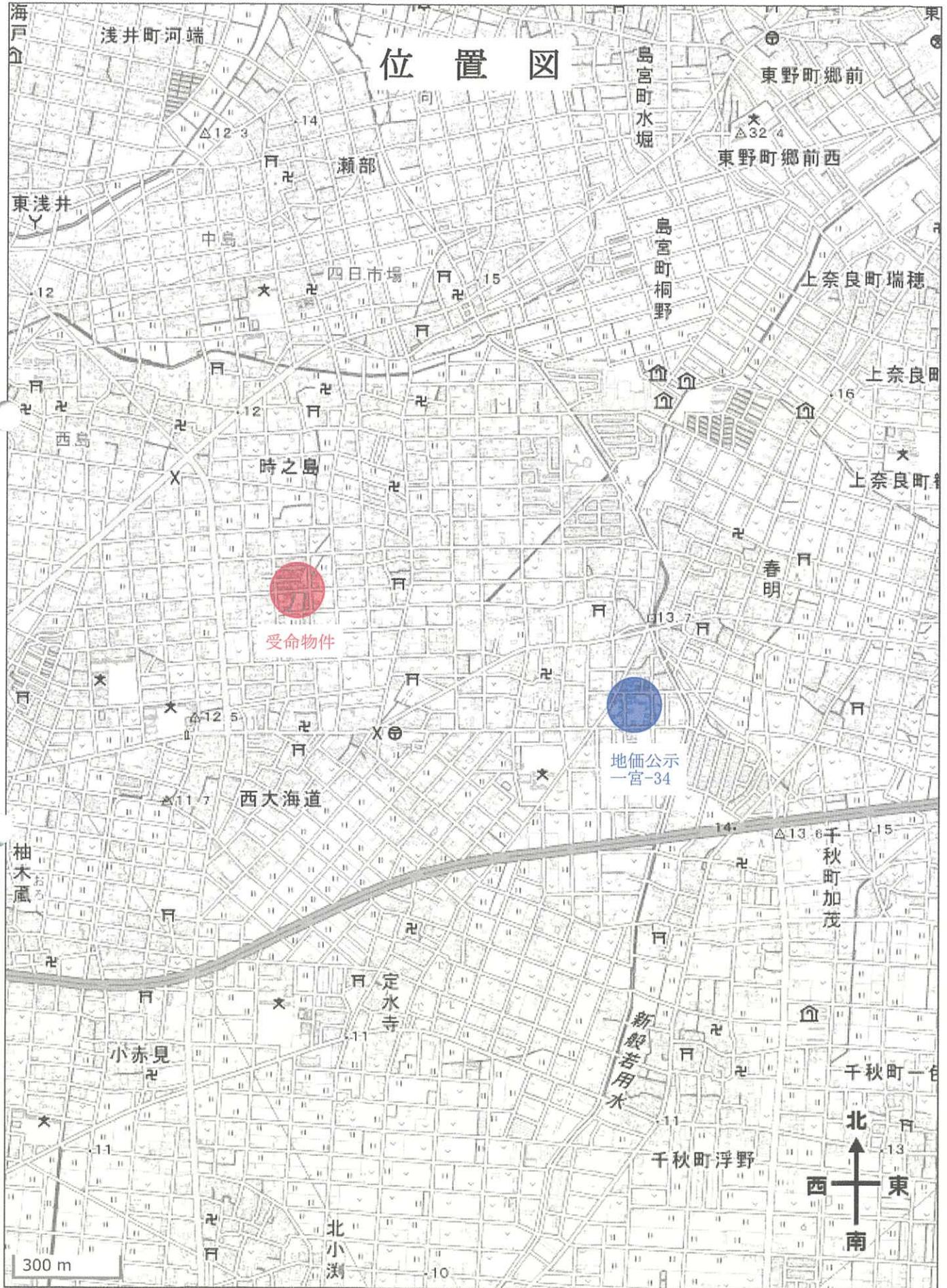
第6 参考価格資料

地価公示価格 : (一宮-34)
所 在 : 一宮市春明字中石田生44番2
価 格 : 43,700円/㎡
位 置 : 名鉄犬山線「布袋」駅の西方約2.6km
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 165㎡
供給処理施設 : 水道、ガス
接 面 街 路 : 北側5.5m市道
用途指定等 : 市街化調整区域(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要 : 一般住宅、農家住宅等の混在する住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図 (国土地理院)
- 2 付近案内図 (国土地理院)
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面写・各階平面図写
- 6 土地建物配置図 (概略)
- 7 建物間取図 (概略)
- 8 現況写真

以 上

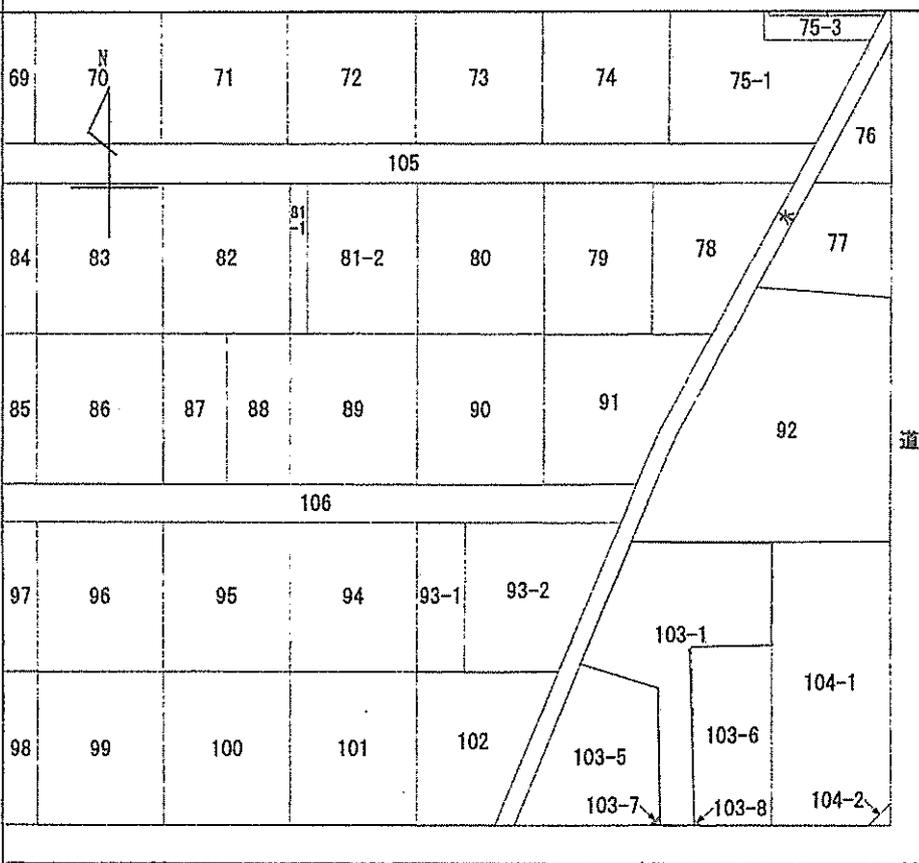


出典：国土地理院

付 近 案 内 図



出典：国土地理院



1	2	3	4
-2	1-1	1-3	2

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

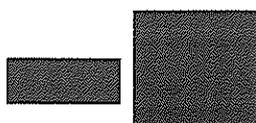
地番 区 域 見 出	時之島 字 古野
	時之島字帯田

請求部	所在	一宮市時之島字古野			地番	103番1	
出力尺	1/500	精度区分	乙二	座標系又は 番号は記号	分類	地図に準ずる図面	
作成年月日				備付年月日 (原図)	昭和45年4月25日		補記事項

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月11日
名古屋法務局一宮支局
登記官

請求番号：27-1
(1/1)



登記年月日：平成14年11月26日

1118436

前 103-1-1 変・新
103-1.103-5
ない103-8

地 積 測 量 図
6.48111

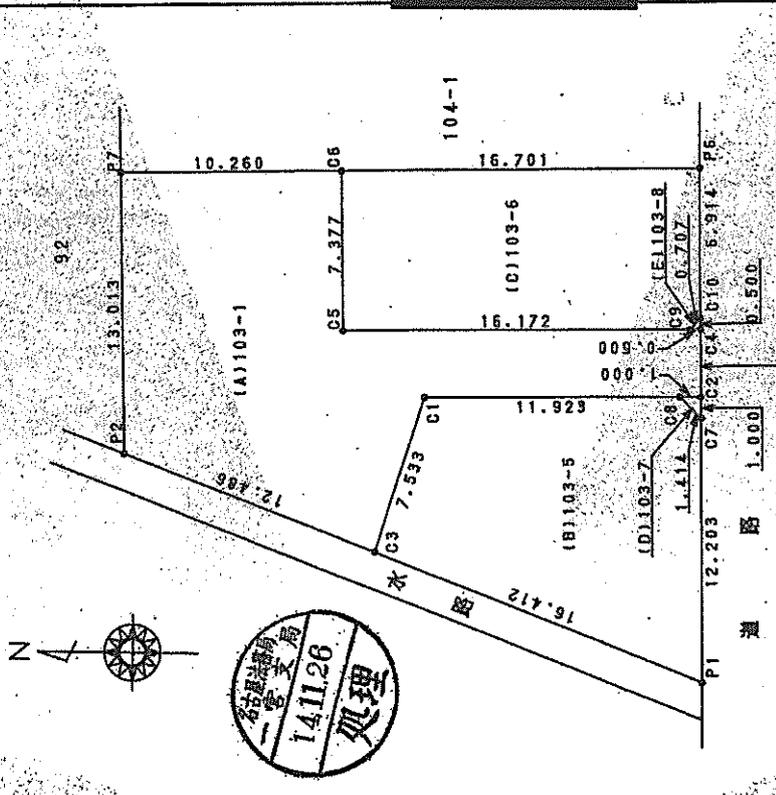
土地の所在 一宮市穴手時之島寺古野

座標法測量図

測番	IA1103-1	Xn	Yn	Yn+1	Yn-1	Xn+1	Xn-1	Yn+1 - Yn-1	Xn+1 - Xn-1
P2	130.964	110.963						-17.434	-2288.602064
C3	118.350	106.939						2.763	327.834026
C1	116.091	113.232						7.972	855.603007
C8	104.169	113.911						0.194	20.914452
C2	103.169	113.926						3.118	321.941196
C4	103.214	117.026						3.092	319.153346
C9	103.714	117.018						-0.251	-26.073082
C5	113.864	116.774						7.132	855.959600
C6	120.019	124.150						7.199	833.989331
P7	130.227	123.973						-13.187	-1718.06628
合計									-437.899217
合計面積									223.8941085
換算									223.89 ㎡
換算									67.66 畧

測番	IB1103-5	Xn	Yn	Yn+1	Yn-1	Xn+1	Xn-1	Yn+1 - Yn-1	Xn+1 - Xn-1
C3	116.328	106.539						-13.908	-1539.192213
P1	102.980	100.724						6.987	657.730462
C7	103.155	112.926						13.187	1360.294464
C8	104.169	113.911						0.806	83.944006
C1	116.091	113.232						-7.372	-855.803007
合計									-293.026288
合計面積									146.8131440
換算									146.81 ㎡
換算									44.32 畧

測番	IC1103-6	Xn	Yn	Yn+1	Yn-1	Xn+1	Xn-1	Yn+1 - Yn-1	Xn+1 - Xn-1
C5	109.884	116.274						-7.132	-855.933000
C9	103.714	117.018						0.751	77.325392
C10	103.221	117.026						7.421	766.993662
P5	103.420	124.159						6.625	684.272448
C6	120.019	124.150						-7.666	-919.917975
合計									-266.566182
合計面積									133.2839410
換算									133.28 ㎡
換算									37.29 畧



単位：メートル
コンクリート杭 P6
キザミ P1
プラスチック杭 P2, P7, C1, C2, C3, C5, C6, C7, C8
金属プレート板 C4, C10
金属製 C9

縮尺 1/250
申請人

平成14年11月19日作成
金用紙

製作者
(会員専用)

A4判に縮小

令和7年10月17日 名古屋地籍局一宮支局 登記官

登記年月日：平成14年11月26日

1118487

測量図

地番
103-1.103-5
204.103-8

地積測

土地の所在
一宮市大字時之島字古野

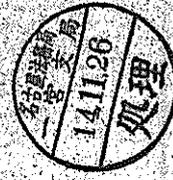
2-2

地番 NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
C6	194.163	113.926	-1.000	-194.16450
C7	193.155	112.926	0.015	1.54518
C2	193.163	113.926	0.885	191.60940
合計面積				
0.500000				
0.50 坪				
0.15 坪				

地番 NO	Xn	Yn	Yn+1 - Yn-1	Xn · (Yn+1 - Yn-1)
C9	193.714	117.918	-0.500	-96.85700
C4	193.214	117.026	0.507	97.77220
C10	193.221	117.526	-0.008	-0.77649
合計面積				
0.24999				
0.12 坪				
0.03 坪				

494.1153430

A4判に縮小



作製者

申請人

平成14年11月19日作成

縮尺 1/

(愛知県工務部測量課)

令和7年10月17日 名古屋法務局一宮支局 登記官

請求番号：2-1

(2/2)

登記年月日：平成15年6月3日

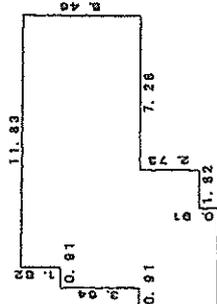
2211078 各階平面図

建築物図面

家屋番号 103番1

建築物の所在 一宮市大字崎之島字古野103番地1

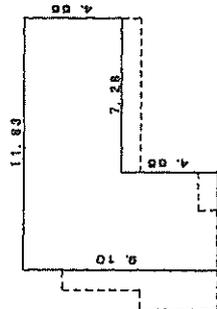
1階



求積表

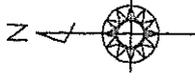
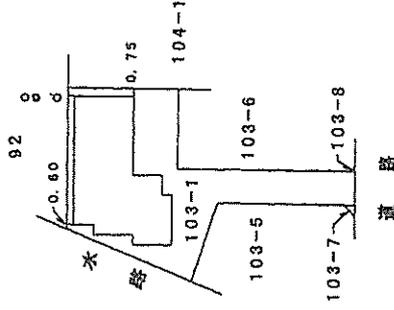
11.83 x 1.82	=	21.5306
12.74 x 3.64	=	46.3736
6.37 x 2.73	=	17.3901
4.55 x 0.91	=	4.1405
合計		89.4348
床面積		89.43 m ²

2階



求積表

11.83 x 4.55	=	53.8265
4.55 x 4.55	=	20.7025
合計		74.5290
床面積		74.52 m ²



A4判に縮小

単位：メートル

縮尺 1/500



申請人

1/250

作製者

(会員専用)

(愛知県土地家屋調査士会用品)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

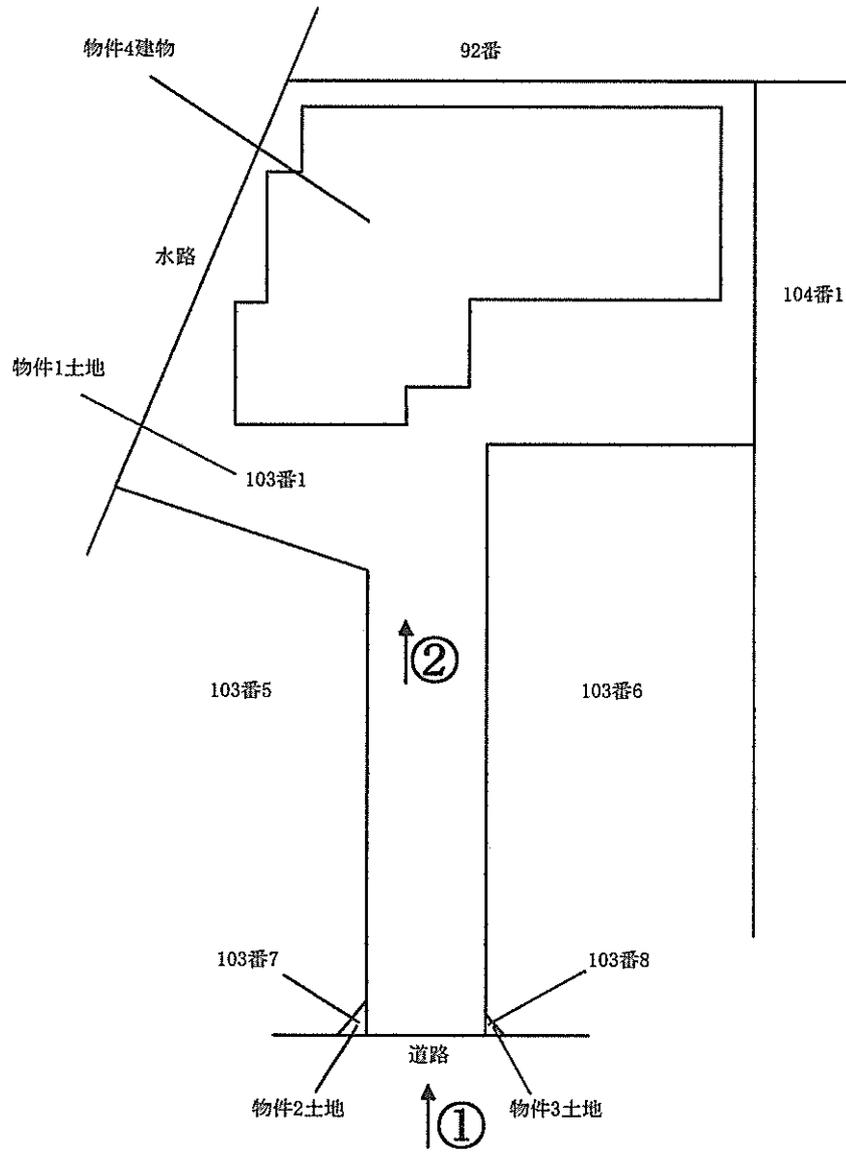
令和7年9月11日

名古屋支務局一宮支局

登記官

請求番号：27-3

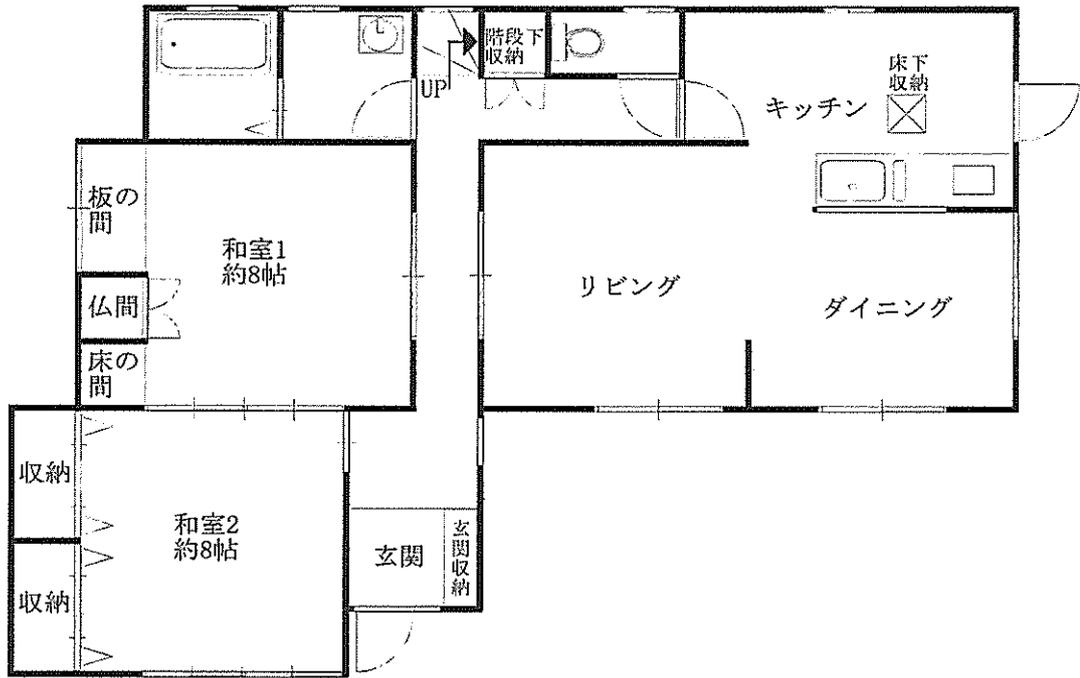
土地建物配置図(概略)



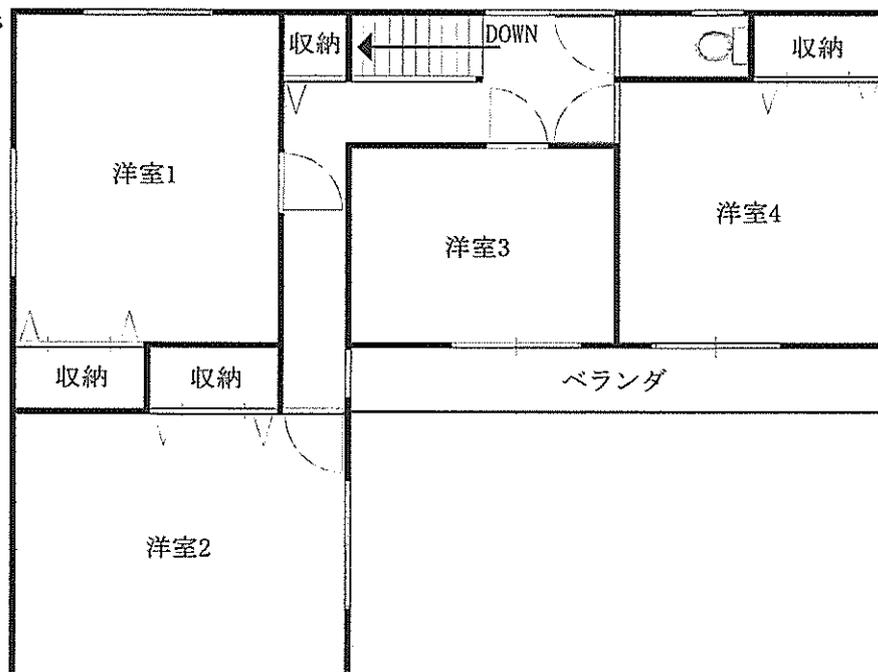
※番号は附属資料「現況写真」の写真番号である。

建物間取図(概略)

1階



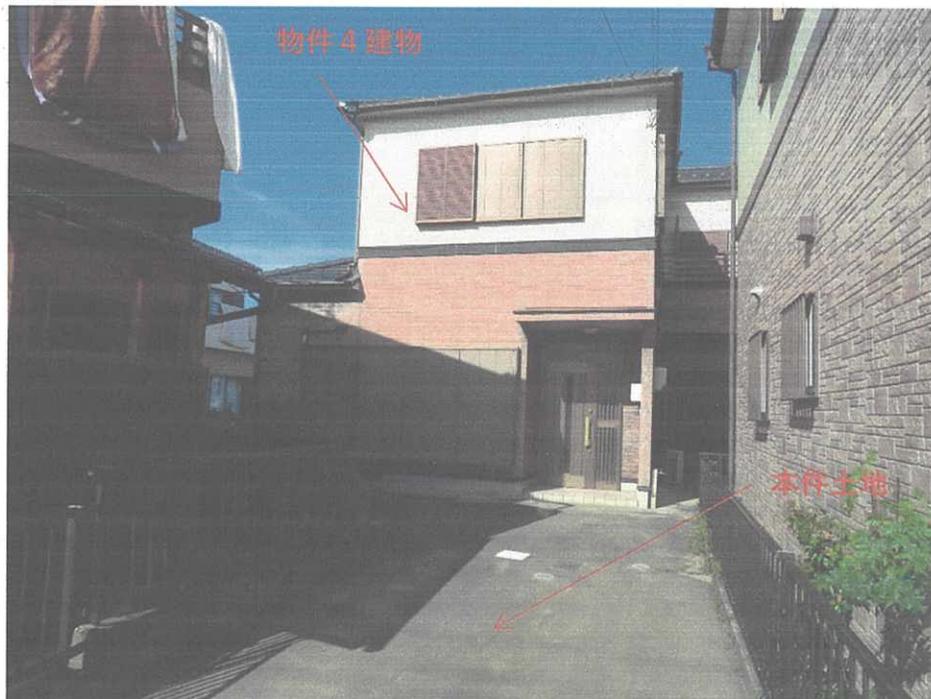
2階



現況写真



写真①



写真②